

東郷町議会基本条例（案）に対する意見募集結果

案件名 東郷町議会基本条例（案）

募集期間 平成30年10月29日から平成30年11月19日まで

意見 4名

	意見	議会の考え方
1	<p>「とうとう議会だより11月1日号」15ページ「東郷町議会基本条例制定に向けて」には「およそ2年の議論を経て議会基本条例の素案が決まりました。」と記載されていました。10月・11月タウンミーティングに2回参加させて頂きました。議員さんも、自ら町民に対し議員活動などを情報発信し町民から意見に耳を傾け、「町民からの提案型制度の導入」は議会でも検討が必要。町民からの意見を聞き、議員さんは政策資料を作成と政策形成過程に関する「資料」の義務化。政策立案能力を向上させ議会へ反映していくことが大切です。質問は4点します。</p> <p>①質問 「およそ二年間で審議回数： 回・審議時間：時間」特別委員会での議事録がインターネット公開はいつ公表できますか。</p> <p>②質問 実施機関の考え方「議会では、住民のみなさまのご意見が反映された議会基本条例を作るために10月29日から11月19日までの間に住民からの意見募集を行います。また11月17日（土曜日）19時から町民会館2階大会議室において議会基本条例（案）の説明会を行います。その後、みなさまからのご意</p>	<p>①議会基本条例（案）は議会活性化特別委員会議会基本条例に関する小委員会で検討してきました。この小委員会はおおよそ2年間で55回、約69時間の会議を行いました。</p> <p>これまでの議会活性化特別委員会の議事録は、出来上がり次第、すべて議会事務局において閲覧できます。同特別委員会の議事録をインターネットで公開する予定は現在のところございませんが、委員会の議事録のインターネットを使った公開は、今後、前向きに検討いたします。</p> <p>②東郷町パブリックコメント手続要綱に準じ、募集期間内に寄せられたご意見に対する議会の考え方とともに、必要に応じ議会基本条例案の変更点を決定した後です。</p>

<p>見を取り入れた条例案を決定する予定です。」：その後とはいつか。</p> <p>③質問 議会だより14ページ「9/9いこまい館多目的室A 議会報告会・意見交換会」に「12月議決では早すぎるのでは。」との意見がある。：意見反映は検討されていますか。</p> <p>④質問 前文に「議会は、複数の議員で構成された合議体として、町長その他の執行機関との役割の違いを踏まえ、町長との緊張感を保ちながら町政の論点と争点を明確にすべく、町民とともにある「開かれた議会」「議会の透明性」にするための改革に取り組んできました。このことにより、福祉増進と地域の発展につながる最良の結論を導き出し、健康で幸せに暮らし続けられる「ふるさと東郷」の実現を町民とともに目指してきました。」と「議会の透明性」の文言を記載出来るか。</p> <p>提案 素案づくりに追加文章・追加文言を東郷町議会基本条例(案)に反映させてください。</p> <p>⑤○議会の請求に基づく監査結果報告書により ○議員は政務活動費について、第3回監査委員協議会決定(平成26年4月28日) 政務活動費の支出が不適切 監査委員から不適切だと指摘。 第23条に「2 議員は政務活動費について、その用途の透明性を確保しなければならない。」を追加</p>	<p>③議会として審議を重ね、4市町の先進地視察を実施して得られた知見を盛り込んでおり、時期尚早との思いはございません。パブリックコメント手続(平成30年10月29日から11月19日まで)及び議会報告会・意見交換会(平成30年11月17日実施)で寄せられた意見は必要に応じて議会基本条例案に反映させますが、寄せられた意見の全てが条例案に反映されるわけではありません。</p> <p>④前文はこれまでの議会改革の経過とこれからの議会のあるべき姿を示すという条例制定の目的を示したものです。「議会の透明性」の確保も目的を達成するための手段の1つであり、この文言を取り入れることについては条例の見直しの際の参考とさせていただきます。</p> <p>⑤東郷町議会における政務活動費は、東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という)第9条第1項に定める収支報告書で用途が明らかにされ、収支報告書には同条第3項の定めに従い領収書等が添付されています。条例第10条では、議長が収支報告書</p>
--	---

<p>⑥ 11月3日（土）春木台小学校10：00～タウンミーティングへ参加。終了後、参加者（個人の話）から議員さん半数は前向きに仕事をしていない。議員活動で資料を公表すれば町民（私を含め）議員さんの地道な活動を見ることが出来ます。その意味の政策形成過程に関する「資料」の提出義務化。議員が発行する個人広報紙は町民（私を含め）にとって大切な情報源です。 第13条に「(6) 議員が発行する個人広報紙は表現の自由を尊重する。」を追加</p> <p>⑦議員の政策形成過程に関する「資料」の提出義務化。 第22条に「3 政策形成過程に関する「資料」の提出義務化。」を追加</p> <p>⑧議員としてふさわしい品位及び識見を疑う一般質問通告があった。 第24条に文言を追加し「議員は、東郷町議会議員政治倫理条例（平成27年東郷町条例第19号）に定めるところにより議員は、町民の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、町民の代表者として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、「政治倫理」の向上に努めなければならない。」とする。</p>	<p>について必要な調査を行い、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものと定められています。よって議会基本条例で、政務活動費の使途の透明性の確保について、改めて規定する考えはございません。</p> <p>⑥議員が発行する個人広報紙が指し示すものが明らかではありませんが、議員の広報活動における表現の自由は日本国憲法その他の法令が規定する範囲内で尊重されているものと考えられます。よってご提案の文を追加する考えはございません。</p> <p>⑦議員の「政策形成過程に関する『資料』」と、「提出義務化」を規定する際の提出先が明らかではないため、ご提案の文を追加する考えはございません。</p> <p>⑧議員の政治倫理については、東郷町議会議員政治倫理条例に議員の責務（第2条）、政治倫理基準（第3条）などを詳細に定めているところであり、原案の通り「第24条 議員は東郷町議会議員政治倫理条例に定めるところにより、町民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、人格及び倫理の向上に努めなければなら</p>
--	---

<p>⑨第18条について、公平公正なら議員の質問に対する首長や執行機関職員の「反問権付与」を強く求めます。</p> <p>⑩東郷町議会へ着目して議会改革の具体案を整理</p> <p>(1)町民にとって「利便性の高い情報公開の実現」</p> <p>(2)町民の有する「貴重な外部資源の活用による議会と町民の協働関係の構築」</p> <p>(3)議員の権限強化と「議会内の不透明な慣行の廃止」「議会の透明性」</p> <p>(4)議会事務局の強化と「議員の政策立案能力の向上」「政策形成過程に関する「資料」の提出義務化」</p> <p>（「政策につながるネタ探しは町民から聞く」常々意識的に重要だと認識していただくことが重要）</p> <p>議員さん自分の地域のみならず町内を休日に車じゃなく意識的に歩いて回って見るのが大切です。東郷町議会では、間接的で漸進的な施策をきめ細かく積み重ね、徐々に改革を進めるしかなく、議員自身のみならず議会は議会改革し、迂遠な道のりに耐えて、息の長い努力を弛みなく続ける姿勢を強く求めます。</p> <p>「制定されて5年 文末には、およそ2年の討議を経て」常に「革新」していくこと（＝条例を育てていくこと）が必要である。町民による「事後的監視」が大切です。「借り物」で作らないこと（オリジナリティを重視すること）その議会らしさを追求すべき。そうでないと、町民の愛着は生まれない。前文を工夫す</p>	<p>ない。」といたします。</p> <p>⑨本条例においてお示しした「公平公正」（第8条第1項）とは、町長等と議員の間ではなく、議員間についてのものになります。なお、第18条について、町長等に確認の機会を設ける理由は、議員の質問に対し、適切な答弁を引き出すことを目的としております。</p> <p>⑩「東郷町議会へ着目して議会改革への具体案を整理」として4点、ご提案をいただきました。</p> <p>(1)「知る権利の保障」を規定した第4条で、①審議内容についての資料の公開②会議の様子の配信③議会広報紙の発行④議会での議決における全議員の賛否を明らかにすることを明記し、町民に対する情報公開について明記していません。</p> <p>(2)「貴重な外部資源」の具体的に指し示すものが不明確ですが、ご意見として承ります。</p> <p>(3)議員の権限は地方自治法等の法令に定められているところであり、独自に強化することはできません。「議会内の不透明な慣行」が指し示すものが明確でないため、このような文言を取り入れる考えはありません。「議会の透明性」</p>
--	---

	<p>るのも一つの手段。まずは、気軽に、制定後は議会基本条例に対する不満があれば今後の意見交換会の席上で「ざっくばらんに語り合うことが大切」</p>	<p>は第4条（知る権利の保障）、第7条（公開の原則）で確保されるものと考えます。 (4)議会事務局の強化は第21条第1項に、議員の政策能力の向上は第21条第2項に明記しています。議員の「政策形成過程に関する『資料』」と、「提出義務化」を規定する際の提出先が明らかではないため、ご意見を取り入れる考えはございません。</p>
2	<p>① 本条例の制定時期について、近隣市の豊明市、日進市、長久手市、みよし市では平成23年から平成26年にかけて制定している。町の自治基本条例も平成25年に制定されており、機を逸した感がある。議員の改選まで数か月と残りわずかとなり、改選後の議員で改めて検討し、制定することも考えられるが、この時期に制定する理由は何か。</p> <p>② 第18条で町長等の確認権を設けているが、近隣市の多くが反問権を設けている。現在の一般質問等では、事前にインターネット等で調べれば容易にわかるような質問とは言い難いものも多く見受けられる。議員自らしっかりと勉強し、論点を明確化し議論を深めるため、近隣市同様に反問権を付与すべきである。</p>	<p>①過去、東郷町議会は、全国で議会基本条例を制定する議会が増えていく中であっても、議会基本条例なくして、議会報告会の開催など実質的な改革を進めるという考え方で進んでまいりました。その後、改選（平成27年4月）を経てから、東郷町議会が未来にわたって継続性ある活性化をはかるためには、根拠となる条例が必要であるといった意見があり、議会活性化特別委員会（平成27年6月設置）に、この条例の制定作業に特化した議会基本条例に関する小委員会を平成28年4月に設置いたしました。小委員会の活動を始めて、これまでに55回、約69時間にわたる会議で、慎重に検討してきました。検討内容は、議会報告会・意見交換会と「議会だより」誌面で報告してきたところです。検討結果を反映した議会基本条例を速やかに制定することは、検討を進めてきた議会の責</p>

		<p>務であり、改選後に制定する考えはございません。</p> <p>②東郷町議会における「質問とは言い難いもの」が指し示すものが明確ではありませんが、質問を行う議員はそれぞれの責任において、論点を明確化し議論を深めようと努めているところです。町長等に「反問権」を付与することと、論点を明確化し議論を深めることとの関連があるとは必ずしも言えないため「反問権」は設けないこととしました。</p> <p>なお「反問権」についての東郷町議会の考え方は条例案の逐条解説をご参照ください。</p>
3	<p>①「議会モニター」又は「議会サポーター」制度の導入</p> <p>条例案に足りないのは、議会運営に関し町民の意見を聞く方策です。</p> <p>東郷町議会には、議事録や映像の公開の不十分さや傍聴に対する制限等、主権者である町民を大切にしない古い体質があらちらにあると思います。</p> <p>議会を傍聴してもらい意見を言ってもらう「議会モニター制度」又は「議会サポーター」制度は、県内では岩倉市が行い全国でも多くの例があります。</p> <p>議会改革により民主的な議会運営を進めるためには、議会の非民主的な運営や古い体質を曇りないまなこで見抜き、「王様は裸だ」と言ってくれる町民が必要です。</p>	<p>①第3条第1項で議会報告会及び意見交換会の開催を明記するとともに、第5条第1項で請願及び陳情を町民からの政策提言と受け止め取り扱うことを明記しています。ご提案については、今後の議会改革の一つの手法として参考とさせていただきます。</p> <p>②「反問権」については、議員が行う質問・質疑などの発言は町長等の見解を明らかにするためのものであると考えるため、逐条解説の「①議員の発言の背景についての疑義を問い質すもの」としての反問権を町長等に付与する考えは</p>

<p>「議会モニター制度」又は「議会サポーター」制度の導入を求めます。</p> <p>②（確認の機会）第18条 案は「確認の機会」のみを規定している。 言うまでもなく議会は討議機関であり、争点となっている議題への執行部を含めた、あらゆる方面からの検討による充実した議論と論点整理、そしてこれに基づく合意形成が求められる機関である。 その議会の討議による論点整理は、町民の中に潜在化している意見を顕在化させ、町民全体の合意形成に大きく寄与するものである。 本条の逐条解説にある「議員が行う質問・質疑などの発言は町長等の見解を明らかにするためのものである」という、議会での討議を限定した範囲でのみ行う考えでは、提案者のみが提案し、質問者のみが質問するという、一方的なやり取りしかできず、あらゆる方面からの検討による充実した議論と論点整理、そしてそれに基づく合意形成は期待できない。 議員が一方的に執行部に質問し、自説を主張し、執行部の見解を問うだけでは町民に最良の選択をするための意見の違いを明らかに示し、町民が各意見に対し考察する材料を的確に提供することはできない。 逐条解説で言う「①議員の発言の背景についての疑義を問い質すもの」も本条に加えるべきである。</p>	<p>ございません。</p> <p>③第28条第1項において、「常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行う」ことを規定し、必要に応じての検討及び適切な措置を行うことを規定しております。また同条第2項で「4年を超えない期間ごとに、この条例の目的の達成状況を検証し、適切な措置を講じなければならない。」と規定したことをもって「毎年、この条例の目的の達成状況を検証し、適切な措置を講じる」ことを禁じるものではありません。芽室町議会の事例は今後の議会改革の取り組みの中で参考とさせていただきます。</p> <p>④総合計画については、地方自治法（以下、法と呼びます）第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て制定することが義務付けられていましたが、平成23年5月2日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、市町村が基本構想を策定する義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村が独自に判断することとされました。</p>
--	--

<p>③ (条例の見直し) 第28条第2項</p> <p>「この条例の目的達成状況を検証し、適切な措置を講ずる」義務を「議員の一般選挙を経た任期開始日から4年を超えない期間ごと」に課しているが、4年経過前ぎりぎりに検証しても適切な措置の実施に期間が必要となれば、適切な措置の実施が曖昧なまま任期満了となりかねない。</p> <p>原案通りであれば、4年間には行わないと運用されかねない。</p> <p>北海道芽室町は、議会活性化の評価を毎年実施し、「議会白書」として公表している。</p> <p>条例の目的達成状況の検証及び適切な措置を講ずる義務は、毎年ないし少なくとも2年ごとには行うべきである。</p> <p>④ 地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として「基本構想」及び「基本計画」を規定すること。</p> <p>総合計画の「基本構想」及び「基本計画」は、東郷町をこれからどういう町にしていくのかを長期のスパンで定めるものです。</p> <p>したがって、総合計画の「基本構想」及び「基本計画」は、町長をはじめとした執行部のみが策定し執行するものではなく、町長をはじめとした執行部、町民、議会が策定及び執行に参画することが必要です。</p> <p>その三者が、それぞれの役割を果たしながら、総合計画の「基本構想」及び「基本計画」の策定及び執行にその知恵と力を結集してこそ、町民が納得し町民自身が町づくりの主体になることができ、計画が「絵に描いた餅」で終わることなく生きた計画になると考えます。</p>	<p>東郷町においては自治基本条例第13条第3項で「町は、将来にわたるまちづくりの展望のもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定」することとされています。また同条例第3条第2項で「議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない」と、まちづくりに関する計画への議会の関与について明記されています。</p> <p>一方、法第96条第2項には「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とあるように、総合計画以外のことがらについても、議会の議決すべき事件となりうるものが想定されます。</p> <p>自治基本条例第13条第3項に規定する総合計画の制定及び改廃には、議会の議決を経なければならないことを明確にする必要があると考えられる一方、法第96条第2項に基づく議会の議決すべき事件の内容についてはなお検討を要するため、議会基本条例第5章に新たに次の条文を加えることとします。</p>
---	--

	<p>本条例に、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として「基本構想」及び「基本計画」を規定することを求めます。</p>	<p>(議決すべき事件の拡大) 第15条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想(東郷町自治基本条例(平成25年東郷町条例第36号)第13条第3項の規定により定める総合計画のうち、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止とする。</p>
4	<p>11月17日の議会報告会に参加させて頂きました。今回の議事内容が事前に明確に発信されていなかったと思われるのは残念ですが、報告会に於ては、参加者より「議会等の告知方法、告知不足」の件に多数質問が集中、終始して居りましたので、自身からは「議会基本条例」に対する質問や意見を持ち乍ら残念では有りましたが、その場での発言は控えさせて頂く事と成りました。</p> <p>以下この「意見書」を以ってお伺いさせて頂きます。</p> <p>「本条例」は議会の透明化を図るとの主旨で、町民にとっては非常に重要な取り組みで有ると思います。但し本条例が承認され施行された場合、かなり厳しい「縛り」の条文に成っている内容に関し、今後議会として十分な対応(活動)が可能でしょうか。例として第2章、町民との約束第2、第3条、情報公開の徹底から始まり、各種団体との懇談会、公聴会制度等の積極的活用などについて、町民平等に励行出来るものか不安です。議会のコンプ</p>	<p>第3条第1項で議会報告会及び意見交換会の開催を明記するとともに、第5条第1項で請願及び陳情を町民からの政策提言と受け止め取り扱うことを明記しています。ご提案については、今後の議会改革の手法として参考とさせていただきます。</p>

ライアンスやモラル強化などに努める事は当然の事乍ら、本条例に万が一抵触しないまでも町民も町民から見て明確に遂行されていないと判断された場合は如何なる対応をお考えでしょうか？本条例が東郷町民にとって有意義なものとして残す為、①諮問委員会、第三者監査会等々の設置 ②議会が自責的に判断する ③議会が上記問題提起される毎に条例改訂する。などが想定されますが、②③は町民感覚としては論外と言わざるを得ません。充分なご検討をお願いします。

「条例」の作成は大儀である事は当然ですが、それだけに深く議論を重ねて頂くと共に、議長様、議員各位のご健闘を祈念し「意見書」とさせていただきます。